

第3部 災害応急対策計画

第1章 災害応急対策の基本方針

第1節 災害応急対策の概要

1 風水害時における応急期の定義

災害前後の時間経過から、風水害時における応急対策の実施時期を次のとおり定義する。(ただし、被害の程度により数日前後することがある。)

区分	時間の目安	重点事項
警戒期	気象警報等の発表 ～災害対策本部設置	職員の動員、情報収集、自主避難の受け入れ体制、配備指令の検討、水防活動（発生防止）
初動活動期	災害対策設置 ～3日間程度	職員の動員、拠点・避難所の開設、被害情報の収集、避難指示、人命救助、水防活動（拡大防止）
応急活動期	4日～10日程度	避難所運営の安定化、インフラ等の復旧
復旧活動期	11日目以降	被災者の生活再建、復興施策の計画及び実行

第2節 災害応急対策活動の方針

風水害については、気象予報や気象警報などを総合的に判断し事前の対策をすることで、今後起こりうる災害の被害を軽減することが可能な場合がある。

一方、災害発生後は、避難指示・緊急安全確保の発令及び避難誘導、救出救助など、市民の生命、身体を災害から保護することを最優先とし常に状況把握を行い、その状況に応じた的確な判断と迅速な行動を行うことで災害応急対策活動のその後の成否が決まる。

併せて、時間経過とともに必要となる避難措置、給水や物資供給、住宅対策など被害状況に応じた応急対策を適切に実施するとともに、被災状況に応じて災害救助法の適用要請を行うことが、後の被災者の生活再建支援及び住民生活の安定化につながる。

そのため、本市、防災関係機関、事業者、自主防災組織、市民が一丸となり、状況に応じた的確な判断と迅速な行動を取ることとする。

第2章 災害対応組織の設置

第1節 風水害発生時の配備指令の発令

本市域に風水害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、市長等は配備指令を発令する。

配備指令は、「部局配備」、「警戒配備」、「災害対策本部1号配備」、「災害対策本部2号配備」、「災害対策本部3号配備」に区分され、各対策部(部局)はその発令に応じた災害活動組織を設置し、応急対策を実施する。

設置組織	配備指令	基準	配備部局
各部局対応	部局配備	大雪注意報又は大雨、洪水、暴風、高潮の警報のいずれかが発表されたとき	関係部局
災害警戒本部	警戒配備	○大雨、洪水、暴風、高潮等により市内で災害が発生するおそれがあるとき又は発生したとき ○大雪、暴風雪の警報のいずれかが発表されたとき ○台風接近により災害発生のおそれがあるとき ○富士山に対する噴火警報が発表されたとき(※)	全部局(※)
災害対策本部	1号配備	○風水害、火山噴火による被害が多発または継続したとき、又はそのおそれがあるとき ○本市に特別警報(火山噴火を除く)、または神奈川県東部に「顕著な大雨に関する情報」が発表されたとき ただし、特別警報等が発表された段階において、2号配備または3号配備に該当する被害が生じている場合は、その状況に応じた配備体制とする	全部局
	2号配備	○台風、集中豪雨等により市域の複数箇所で大規模な被害が発生し市域に被害が拡大したとき、又はそのおそれがあるとき ○災害救助法の適用を要する程度の災害が発生したとき、又はそのおそれがあるとき	
災害対策本部	3号配備	台風、集中豪雨等により市内全域にわたる大規模な災害、又は特に甚大な局地的災害が発生したとき、又はそのおそれがあるとき	全部局

※ 富士山に対する噴火警報内容によっては、危機管理課のみ又は危機管理課と関係部局による情報収集体制とする場合がある。

第2節 災害警戒本部等の設置・運営

市長は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、その災害の程度が災害対策本部を設置するに至らないときは、必要に応じて副市長を災害警戒本部長（以下、警戒本部長）とする災害警戒本部を設置し、災害に関する情報を収集し、関係機関との連絡調整を図る。

1 災害警戒本部の設置

(1) 災害警戒本部の設置基準

災害警戒本部は、「第1節 風水害発生時の配備指令の発令」に定める基準により、災害が発生し又は災害が発生するおそれがある場合において、その災害の程度が本部を設置するに至らないときは、必要に応じて設置する。

(2) 設置権限の代行

災害警戒本部の設置は、市長の権限により行われるが、市長の判断を仰ぐことができない場合（市長が不在又は連絡不能な場合等）については、「第2部第5章第1節 初動体制の強化」に定める職務代行者により行う。

2 災害警戒本部の設置通知

災害警戒本部を設置した場合、危機管理課はその旨を各部局及び神奈川県に連絡する。

3 災害警戒本部の組織と運営

災害警戒本部は、情報共有や軽微な災害に対する応急対策を目的とすることから、組織構成及び事務分掌は平常時の行政組織による。

(1) 災害警戒本部の構成員

区分	指名職員	概要
警戒本部長	副市長	災害警戒本部の事務を総括し、本部職員を指揮監督する。
警戒副本部長	市長室長	警戒本部長を補佐し、警戒本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
警戒本部員	関係部局長	警戒本部長の命を受け、指示された事務に従事する。
関係部局職員	各部局職員から部局長が指名	本部員の指示に従い、業務を実施する。

(2) 運営権限の代行

災害警戒本部の運営は、警戒本部長の権限により行われるが、警戒本部長の判断を仰ぐことができない場合は、横須賀市警戒本部設置要綱に基づき職務代行者により行う。

(3) 災害警戒本部運営の基本方針

運営事項	概要
警戒本部員会議の開催	警戒本部長は、災害警戒本部を設置したときは、収集した災害に関する情報を共有し、応急対策の方針決定を行うため、警戒本部員会議を開催する。
対応状況等の報告	各部局は、措置事項等について警戒本部員会議で報告する。なお、緊急性を要する事項については、事前に危機管理課に報告するものとする。
被害情報の共有	危機管理課は、被害状況や風水害に関する情報などをとりまとめ、警戒本部会議で報告する。
各部局の対応	災害警戒本部設置時における各部局の所管事務の対応業務内容は、各部局が定める活動細部計画等による。

4 災害警戒本部の廃止

警戒本部長は、被害状況の把握が終了し、警戒対応が概ね完了したと認めるときは災害警戒本部の規模を縮小又は廃止する。

なお、災害警戒本部を廃止した場合は、上記「2 災害警戒本部の設置通知」に準じて関係者に通知する。

5 災害応急活動への移行

警戒本部長等は、災害が拡大し、又は拡大のおそれがある場合で、総合的な災害対策を必要とするときは、災害対策本部を設置するよう市長へ具申する。

第3節 災害対策本部の設置

市長は、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合において、必要に応じて市長を災害対策本部長（以下、本部長）とする災害対策本部を設置し、災害応急対策を総合的に推進する。

1 災害対策本部の設置

(1) 災害対策本部の設置基準

災害対策本部は、「第1節 風水害発生時の配備指令の発令」に定める基準により設置する。

(2) 設置権限の代行

災害対策本部の設置は、市長の権限により行われるが、市長の判断を仰ぐことができない場合（市長が不在又は連絡不能な場合等）については、「第2部第5章第1節 初動体制の強化」に定める職務代行者により行う。

(3) 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、次の場所に設置する。

項目	概要
設置場所	横須賀市小川町 11 番地 消防局庁舎 4 階 災害対策本部室
代替設置場所	本市消防局庁舎の機能停止等となった場合は、市役所本庁舎 5 階正庁等使用可能な施設にて設置する。

2 災害対策本部の設置通知

災害対策本部を設置した場合は、次により通知する。

通知先	概要
各対策部及び関係機関	総合対策部は、災害対策本部が設置された場合は、その旨を各対策部、神奈川県、隣接市町及び警察署その他防災関係機関に連絡する。
報道機関	本部長は、報道機関に災害対策本部の設置を発表する。

3 災害対策本部の廃止

本部長は、市域において風水害による被害が発生するおそれが概ね解消したと認められるとき、又は災害応急対策が概ね完了したと認めるときには、災害対策本部の規模を縮小又は廃止する。

なお、災害対策本部を廃止した場合は、上記「2 災害対策本部の設置通知」に準じて関係者等に通知する。

第 4 節 災害対策本部の組織と運営

災害対策本部の組織と運営については、「地震災害対策計画第 3 部第 2 章第 4 節 災害対策本部の組織と運営」を準用する。

第3章 職員の配備・参集

第1節 職員の配備

1 職員の配備

各対策部長（部局長）は、「第2章第1節 風水害発生時の配備指令の発令」により市長等が各配備指令を発令した場合、「第2部第5章第2節 災害に対する組織体制」に基づきあらかじめ指定した職員の配備を行う。

2 配備のための非常参集

災害発生時において、職員はあらかじめ指定された配備場所へ参集するものとし、公共交通機関が停止しているときは、徒歩、自転車、バイク等の手段により速やかに参集するものとする。なお、参集が困難な職員の要件については以下のとおりとする。

配備の対象外職員

職員は万難を排して速やかに参集するものとして、参集を要しない者は、次のとおりとする。

- (1) 公務出張又は旅行等のため非常参集することが困難な者
- (2) 心身の故障により、あらかじめ所属課長等の許可を受けている者
- (3) 災害時に十分な保護を必要とする家族をもち、適当な保護者のいない職員のうち、所属課長等の許可を受けている者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、所属課長等がやむを得ない理由のため参集できないと認められた者

第2節 職員の参集

勤務時間外において、配備指令発令基準に掲げる各事象が発生した場合は、職員は自らや家族等の安全を確保した後、上司等の指示を待つことなく指定された配備場所に参集する。

なお、総合対策部（避難所支援班）は、総合対策部長等からの指示に基づき指示された行動を取ることとする。

第3節 参集・配備の手順及び留意事項等

職員の配備・参集については、「第1節 職員の配備」及び「第2節 職員の参集」によるほか、その手順及び留意事項等を次に示す。

項目	概要
勤務時間内における気象警報、情報等の覚知及び配備	○危機管理課は、県防災行政通信網、テレビ、ラジオ等により市域の気象警報や気象情報、及び水防警報の発表を覚知する。 ○職員は、総合対策部（危機管理課）による緊急情報メールや庁内放送等による配備指令を確認後、各対策部長（部局長）等の指示により配備に就く。 ○状況により、危機管理課又は関連部局のみで部局配備を敷く場合は、庁内放送や緊急情報メール等でその旨の通知をする。

項 目	概 要
勤務時間外における災害情報等の覚知及び参集・配備	<p>○職員は、緊急情報メール、部局内の緊急連絡網、防災行政無線、テレビ、ラジオなどにより、市域で発生した災害を覚知する。</p> <p>○職員は、各対策部の配備体制に基づき、自らや家族等の安全を確保した後、指定された配備場所に参加し配備に就く。 なお、総合対策部（避難所支援班）は、総合対策部長等からの指示に基づき指示された行動をとることとする。</p> <p>○状況により、危機管理課もしくは関連部局のみで警戒配備を実施する場合は、緊急情報メール等でその旨の通知をする。</p>
参集ができない場合の措置	<p>職員は、万が一の被災や道路交通の不通等で、あらゆる手段によっても指定配備場所に参加できない場合は、次により対応する。</p> <p>○通信連絡により、所属対策部もしくは平時における所属長に、参集不可能の旨可能な範囲で連絡する。</p> <p>○参集途上で、橋りょうの損壊等により指定配備場所への到達が不可能となった場合は、一時的に最寄りの行政センターに立ち寄り、市の対策状況や被害状況の情報入手に努め、その後の適切な対応ができるようにする。</p>
現に災害が発生している際の参集時の留意点	<p>○徒歩、自転車、バイクによる参集を基本とし、自動車は極力利用を避ける。</p> <p>○食料、最小限の衣服、携帯ラジオ、懐中電灯等必要な物品を携帯する。</p> <p>○自宅から参集する際は、特に指示があった場合を除き動きやすい服装とする。</p> <p>○参集途上や対応現場への出向途上において、市民等から救助要請を受けた場合は、次のとおり対応することを基本とする。</p> <p>① 消防職員、危機管理課職員及びこれらに準ずる緊急業務を担当する職員 ・参集や現場への出向を優先とする。</p> <p>② 上記①以外で緊急性のある業務を担当する職員 ・独力で対応が可能な場合は救助にあたる。 ・独力で対応が不可能な場合は、近隣の市民等に援助要請し、集まった方からリーダー役を選出し、事情を説明した上でその後の救助は市民等に任せ、参集・出向に戻る。</p> <p>③ 上記以外の職員 ・近隣の市民等への援助要請までは②と同様とし、その後周辺の救助が一段落するまではその場に留まり救助活動を行う。</p>

第4章 情報の収集と伝達

第1節 情報受伝達等にかかる基本方針

1 情報受伝達にかかる基本方針

(1) 基本方針

地震災害発生時の情報受伝達活動と同様に、風水害時においても時期に応じた情報の受伝達が求められるが、風水害はその発生までに時間的猶予がある。

このことから、早期に的確な気象情報や避難関連情報を受伝達することによって、大規模な被害を抑えることが可能である。

また、風水害発生後においても、当然のことながら正確な情報に基づいた対応が求められるため、風水害の特性を踏まえた防災関係機関との緊密な連携による情報の受伝達活動を実施する。

(2) 情報官の配置

各対策部で情報を扱う際には、情報受理の確実な確認と各方面から受理した情報の真偽の確認が必要となる。

そのため、各対策部は、情報処理を一元的・俯瞰的に行う「情報官」を配置し、災害対策本部内全体での適切な情報処理を図ることとする。

2 住民への情報伝達にかかる基本方針

災害時の広報は、住民の不安の解消や市内の混乱防止、市民生活の安定化などのために重要であることから、実情に即した各種情報伝達手段を活用して、速やかに災害に関する情報の伝達や広報を実施する。

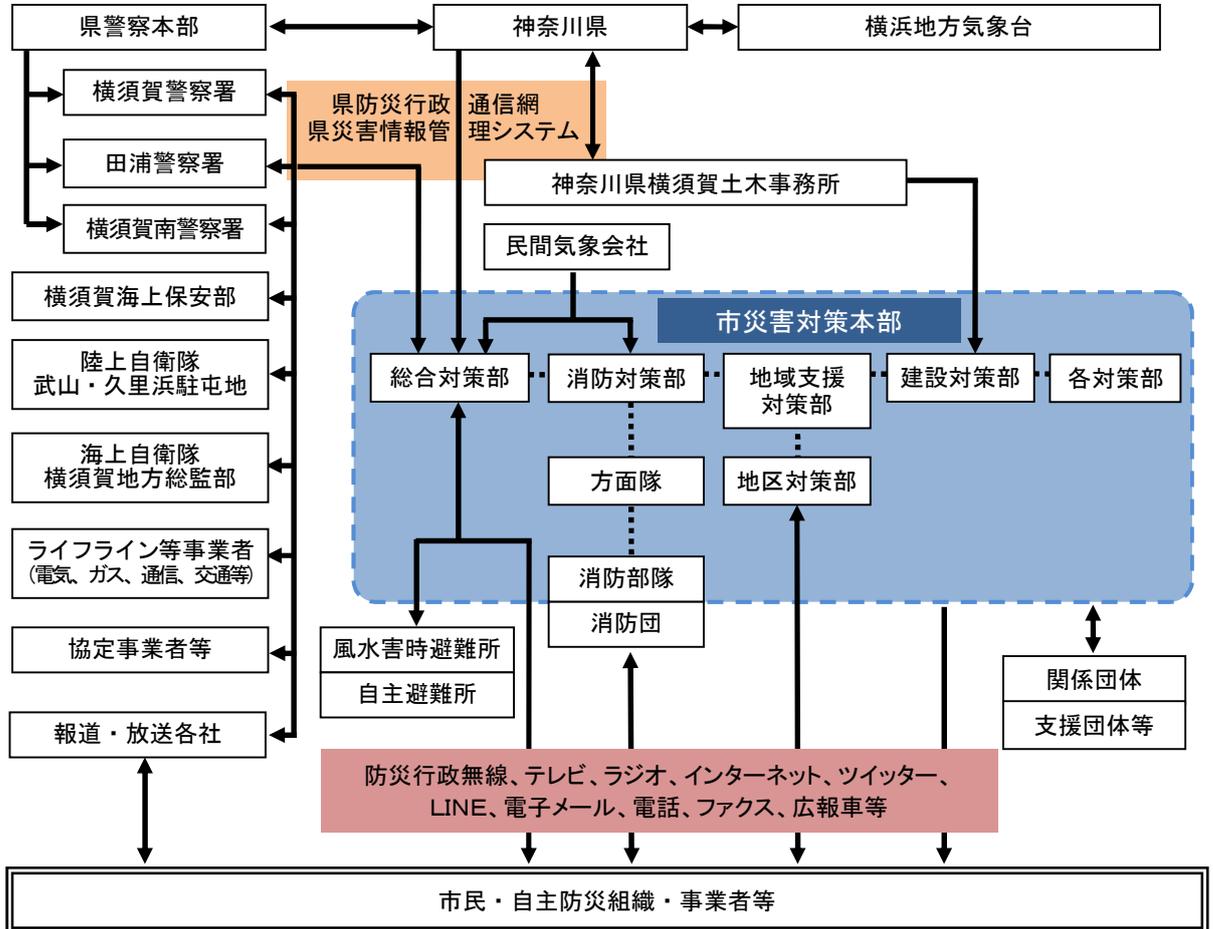
第2節 災害対策本部での情報の収集

災害対策本部での情報の収集は、「地震災害対策計画第3部第4章第2節 災害対策本部での情報の収集」に基づき、風水害の発生状況に応じて行う。

第3節 情報の受伝達体制の確立

1 情報の受伝達系統

風水害時における情報の受伝達系統の概要を次に示す。



2 情報の受伝達体制の確立

風水害が発生した場合、各対策部は、直ちに電話、ファクス、防災行政無線等の通信機器の点検を行い、通信機器の利用に支障がある場合には応急復旧等の措置を講じて、庁内の連絡及び県、警察、ライフラインその他の関係機関との情報連絡体制を確立する。

第4節 気象警報等情報の収集及び報告等

1 情報の収集及び伝達の実施

各対策部及び防災関係機関等は、「地震災害対策計画編第2部第2章第2節 情報通信網の整備」に記載する情報通信手段を活用し、災害情報の収集及び伝達を次により実施する。

項目	概要
気象情報の伝達	総合対策部は、気象庁が発表する警報や気象情報及び「第7章第1節 水防活動の基本方針」に示す県横須賀土木事務所が発表する水防警報などを総合的に分析することで配備体制を決定し、庁内放送及び緊急情報メール等で直ちに各対策部に伝達する。
総合対策部による情報収集	○総合対策部は、各対策部、警察、ライフライン関係機関、その他防災関係機関との連絡を緊密かつ積極的に行い、テレビ・ラジオを活用しつつ、被害状況の早期把握に努める。 ○総合対策部は、消防局庁舎3階の第2・第3会議室に情報整理分析班を配置し、市民からの被害通報の受理体制を整える。
所管施設等の被害情報	各対策部は、所管施設や設備等の被害の概況をとりまとめ、第1報として、発災から1時間以内に総合対策部へ報告する。 ○人的被害、職員の参集状況 ○所管施設及び設備等の被害状況 ○事務室の被害状況及び通信の確保の状況
ライフラインの被害情報	○ライフライン関係機関は、所管事業に係る被害の概況をとりまとめ、定時ごとに市災害対策本部総合対策部へ報告する。 ○総合対策部は、ライフラインの被害について、急を要するもの及び応急対策のため即時に災害対策本部全体に情報共有が必要な事項は、庁内放送等により伝達を行う。
とりまとめ情報の提供	○総合対策部は、各対策部及び防災関係機関、ライフライン関係機関等から報告された被害状況をとりまとめ、災害対策本部員会議で報告する。 ○総合対策部は、関係機関への伝達が必要と判断される取りまとめ情報について防災関係機関に提供する。
伝令等の活用	各対策部は、いかなる通信手段も用いることができない場合には、伝令による情報伝達を検討するとともに、伝令のための人員確保ができない場合は、災害対策本部室への掲示も考慮する。
災害対策基本法第54条に基づく対応	○各対策部は、市民等から災害発生のおそれのある異常な現象（建物倒壊、異常水位、がけ崩れ、火災等）の発見について通報を受けた場合又はその通報を受けた関係機関から報告を受けた場合は、総合対策部に連絡する。 ○総合対策部は、上記連絡を受けた場合は、その旨を速やかに県・気象台その他の機関に通報する。

2 神奈川県及び消防庁への報告

総合対策部及び消防対策部は、災害の状況とその措置の概要について、次により速やかに県又は国へ報告する。

項目	概要
県への被害報告	<ul style="list-style-type: none"> ○被害の報告は、総合対策部が県災害情報管理システムにより行うが、同システムが使用不可能な場合は県防災行政通信網FAX等を利用して行う。 ○通信の不通等により県に報告できない状況が発生した場合は、直接国(消防庁)に報告する。
火災・災害等即報要領による報告	<ul style="list-style-type: none"> ○前記とは別に、消防庁「火災・災害等即報要領」の即報基準に該当する場合には、県に被害の状況を報告する。 ○災害により多くの死傷者が発生するなど、消防への通報が殺到した場合はその状況を、直接即報基準に該当する場合は被害の状況を、消防庁及び県に報告する。 ○発災後の第1報は消防対策部が行い、その後の報告は総合対策部が行うことを原則とする。

3 災害情報等の記録

災害情報の記録について、次のとおり規定する。

項目	概要
災害情報の記録	各対策部は、災害情報の受伝達に際しては、緊急度・重要度により整理し、正確に記録しなければならない。
記録映像等の確保	各対策部は、災害応急対策の実施に際しては、必要に応じて画像、映像の撮影を行い、災害画像等の確保に努める。

第5節 市民等への情報伝達

風水害時における市民への情報伝達は、次により実施する。

また、応急活動期や復旧活動期における災害広報及び公共施設等での広報、報道機関への情報提供については、「地震災害対策計画編第3部第4章第5節 市民への情報伝達」及び「第6節 報道機関への情報提供」に基づき、風水害の特性を踏まえ実施する。

項目	概要
事前の情報伝達	気象庁が発表する警報や気象情報のうち、市民が注意や警戒をする必要があると判断するもの及び土砂災害警戒情報など住民に早期に身の安全の確保を促すものについて、防災行政無線及び防災メール等で伝達する。

項 目	概 要
災害発生直後の 情報伝達	災害発生直後は、次に示す生存関連情報及び混乱防止情報を中心に伝達を実施する。 なお、伝達については「地震災害対策計画編第 3 部 第 4 章 第 4 節 災害情報の収集及び報告等」にあるとおり、被災状況に応じてあらゆる手段を活用し実施する。 ○発生した事案に関する情報 ○住民に対する避難指示に関する事項 ○市災害対策本部の運営状況、災害救助活動の状況 ○被害状況と被害拡大防止に関する情報 ○避難所、救護所等の支援情報 ○電話回線やライフラインの状況 ○その他混乱防止に関する情報
災害に関する 警報などの放送要請	総合対策部は、伝達内容が緊急を要する場合には、災害対策基本法第 57 条に基づき放送要請を放送事業者に行う。

第5章 避難対策

第1節 避難対策にかかる基本方針

風水害は、地震やその他突発的な災害と比べて、災害発生までの猶予時間があることや危険地域の予測等がある程度できている等の違いがあるので、風水害時における避難対策は、これらの特性理解や入手情報に基づき、適切な避難対策を講じ、人的被害の軽減と避難者の援護を図る。

なお、急激な降雨や浸水により屋外での歩行等が危険な状態において、浸水等による建物への危険がない場合には、屋外での避難行動が危険を及ぼす場合もあるため、自宅での安全確保措置など適切な行動を選択する。

また、大規模な風水害により交通障害が発生した場合には、駅周辺等に帰宅困難者が滞留することを想定し、関係機関と連携し帰宅困難者対策にあたる。

第2節 避難情報の発令

1 避難情報の類型

災害の危険が迫っている場合に出される避難情報の種別と住民のとるべき行動等は次のとおりである。

避難情報等	住民がとるべき行動等
【警戒レベル5】 緊急安全確保 (市町村長が発令)	<ul style="list-style-type: none">●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない）●住民がとるべき行動：<u>命の危険 直ちに安全確保！</u><ul style="list-style-type: none">・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。
【警戒レベル4】 避難指示 (市町村長が発令)	<ul style="list-style-type: none">●発令される状況：災害のおそれ高い●住民がとるべき行動：<u>危険な場所から全員避難</u><ul style="list-style-type: none">・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。

避難情報等	住民等がとるべき行動等
<p>【警戒レベル3】 高齢者等避難 (市町村長が発令)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害のおそれあり ●住民がとるべき行動：<u>危険な場所から高齢者等は避難</u> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の住民は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
<p>【警戒レベル2】 大雨・洪水・ 高潮注意報 (気象庁が発表)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●発表される状況：気象状況悪化 ●住民がとるべき行動：<u>自らの避難行動を確認</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認する。
<p>【警戒レベル1】 早期注意情報 (気象庁が発表)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●発表される状況：今後気象状況悪化のおそれ ●住民がとるべき行動：<u>災害への心構えを高める</u> <ul style="list-style-type: none"> ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。

2 高齢者等避難の発令

高齢者等避難は、住民に災害への備えを促すものであることを踏まえ、市内全域に発令するものとする。

また、高齢者等避難は、住民が自主的にかつ早期に身の安全を確保する行動をとることを呼びかけるものであることから、時間帯や気象状況等を考慮し、次の基準を総合的に判断して発令するものとする。

種 別	概 要
<p>高齢者等避難 発令基準</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○横須賀市に大雨警報が発表され、かつ1時間雨量50mm以上の降雨が観測された場合 ○台風等の上陸接近が予想される場合 ○その他、今後の気象状況等により災害発生のおそれがある場合

3 避難指示の発令

市長等は、災害が発生した場合において、市民の生命及び身体を保護し、その他災害の拡大を防止するために避難の必要があると認めるときは、次により避難指示を発令する。

(1) 災害種別に応じた発令基準

避難指示は、災害の危険度や切迫性の高まった状況で発令されるものであるため、水位や雨量などの指標や土砂災害の前兆現象など、風水害における災害種別に応じた具体的な発令基準を次のとおり定める。

a. 土砂災害

避難すべき区域としては、土砂災害警戒区域等ごとに、必要に応じて避難すべき区域を判断するものとする。

また、土砂災害警戒区域外において土砂災害による被害が発生した場合、又はそのおそれがある場合には、状況に応じて避難すべき範囲を決定する。

なお、避難指示は、次の基準を総合的に判断して発令するものとする。

種 別	概 要
避難指示 発令基準	土砂災害警戒情報が横須賀市に発表され、かつ次のいずれかの条件があてはまる場合 ○神奈川県土砂災害警戒情報システムで「避難開始の目安（うす紫）」となった場合。 ○土砂災害の危険が予測される箇所の巡視において、前兆現象（斜面の亀裂、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラックが発生）が確認された場合 ○同区域内で、住民から小規模のがけ崩れの通報が複数あった場合 ○土砂災害防止法に基づき、国や県から土砂災害が急迫している区域や時期に関する土砂災害緊急情報が提供された場合 ○近隣で土砂災害による人的被害もしくは住家の半壊以上の被害が発生した場合 ○近隣で土砂移動現象、切迫度の高い前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面崩壊、沢水の水位低下等）が確認された場合

b. 河川洪水

対象河川は、市内を流れる二級河川のうち、住家への浸水が想定されている平作川、鷹取川及び竹川・松越川とし、避難すべき区域としては、洪水浸水想定区域図により、浸水が予想されている範囲内とする。

また、浸水想定区域外やその他の河川において洪水による浸水が発生した場合、又はそのおそれがある場合には、状況に応じて避難すべき範囲を決定する。

なお、避難指示は、次の基準を総合的に判断して発令するものとする。

種 別	概 要
避難指示 発令基準	○氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達した場合 ○1時間雨量が60mmを超え、かつ2時間降雨予測が120mmを超える場合 ○内水氾濫により、30cm以上の浸水が発生し、気象状況等により、浸水深が継続または増加することが見込まれる場合 ○今後の潮汐や気象状況により、河川洪水のおそれが明確にある場合

種 別	概 要
避難指示 発令基準	○今後の潮汐や気象状況により、河川洪水の危険性が非常に高い場合 ○河川洪水が発生した場合

c. 内水氾濫

避難すべき区域としては、内水氾濫による浸水想定区域のうち、浸水深が50cmを超えると予想されている範囲内とする。

また、浸水想定区域外やその他の地域において内水氾濫による浸水が発生した場合、又はそのおそれがある場合には、状況に応じて避難すべき範囲を決定する。

なお、避難指示は、次の基準を総合的に判断して発令するものとする。

種 別	概 要
避難指示 発令基準	○1時間雨量が60mmを超え、かつ2時間降雨予測が120mmを超える場合 ○30cm以上の浸水が発生し、気象状況等により、浸水深が継続または増加することが見込まれる場合 ○今後の潮汐、河川水位や気象状況により、50cm以上の浸水が発生することが見込まれる場合 ○家屋の床上浸水が発生し、浸水による人的被害の危険性が非常に高い場合

d. 高潮災害

避難すべき区域としては、高潮浸水想定区域図により、浸水が予想されている範囲内を対象とするほか、過去に高潮による越波や浸水が発生した地域については、その時の風向・風速や潮位により個別に判断する。

なお、避難指示は、次の基準を総合的に判断して発令するものとする。

種 別	概 要
避難指示 発令基準	○高潮警報が発表された場合 ○海岸に係る水防警報が発令された場合 ○風向・風速などから、越波・越流の危険性が非常に高いと判断される場合 ○高潮により人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断される場合 ○海岸堤防の倒壊や決壊のおそれがある場合 ○異常な越波・越流が発生する場合

(2) 実施者

市長は、住民の生命、身体に危険が及ぶと認めるとき、危険地域の住民に対して避難を指示する。(災害対策基本法第60条)

また、災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるとき、危険地域の住民に対し、緊急安全確保措置を指示する。(災害対策基本法第60条第3項)

なお、市長不在時等の代行者については、下表によるものとする。

代行者	概要及び法的根拠
職務代理者	危険の切迫により市長の判断を仰ぐいとまがない場合や市長が不在の場合には、副市長等の職務代理者（副市長又は市長室長）が市長の権限を代行し実施する。 なお、実施後直ちにその旨を市長に報告する。
県知事	災害により市長が避難指示・緊急安全確保の措置を実施できない場合には、知事が市長の措置を代行する。知事は代行した旨を公示し、市長に通知する。（災害対策基本法第 60 条第 6 項）
警察官及び海上保安官	警察官及び海上保安官は、市長等が避難指示・緊急安全確保の措置を行ういとまがないとき、または市長等が要請したとき、もしくは住民の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるときは、直ちに当該地域の住民に対して避難指示・緊急安全確保の措置を行う。 なお、実施後直ちにその旨を市長等に通知する。（災害対策基本法第 61 条、警察官職務執行法第 4 条）
自衛官	災害派遣を命じられた部隊の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にはいないときは、直ちに当該地域の住民に対して避難指示・緊急安全確保の措置を行う。 なお、実施後直ちにその旨を市長等に通知する。（自衛隊法第 94 条）

（３）避難情報の伝達

実施者は、避難指示・緊急安全確保の措置を実施する際には、次の事項を住民等の対象者に伝達する。

なお、総合対策部は、避難情報が対象者への確に伝達されるよう関係部局及び関係機関と綿密な連携を行う。

項目	概要
避難情報の伝達事項	<ul style="list-style-type: none"> ○実施責任者 ○避難事由（危険の状況）及び避難すべき対象区域 ○避難先（市長が必要と認めるとき） ○避難経路 ○注意事項（服装、携行品、火気の始末、ブレーカーの遮断等）
住民等への伝達方法	<ul style="list-style-type: none"> ○対象世帯数等に応じて、自主防災組織、警察、消防対策部、消防団等との緊密な連携のもと、防災行政無線、防災情報メール、広報車、各戸呼びかけ、FM 放送などを用いて実施する。 ○発令内容を市ホームページへ掲載する。 ○緊急を要する場合は、災害対策基本法第 57 条に基づき放送事業者への協力要請を行う。
関係機関等への連絡	避難指示・緊急安全確保の措置を発令する場合は、警察、海上保安部、自衛隊など必要な関係機関及び関係対策部にその内容を連絡する。

(4) 県知事への報告

市長は、避難指示・緊急安全確保の措置を発令したとき、もしくは警察官、海上保安官や自衛官が避難指示を実施したと通知を受けたときは、速やかに次の事項を県災害情報管理システムもしくは県防災行政通信網 FAX 等により県知事へ報告する。

項目	概要
県知事への報告事項	○避難指示・緊急安全確保の措置の発令者 ○発令日時 ○発令の理由 ○避難対象区域、避難対象世帯数及び人員数 ○避難先の名称及び所在地

(5) 避難指示・緊急安全確保の措置の解除

市長は、避難の必要がなくなると認めるときは、避難指示・緊急安全確保の措置を解除し、直ちに公示その他の方法で対象区域の住民に伝達し、解除した旨を県知事へ報告する。

4 警戒区域の設定

市長等は、災害が発生した場合において、市民の生命及び身体を保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、次により警戒区域を設定する。

(1) 実施者

市長は、災害の状況により特に必要と認める場合に警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の立入りを制限又は禁止、及び退去を命じる。(災害対策基本法第63条第1項)

なお、市長不在時等の代行者は、下表により事前に定める。

代行者	概要及び法的根拠
職務代理者	市長の判断を仰ぐいとまがない場合や、市長が不在の場合には、副市長等の職務代理者が市長の権限を代行し実施し、実施後その旨を市長に報告する。
県知事	災害により市長が警戒区域の設定の措置を実施できない場合には、災害対策基本法に基づき、県知事が市長の措置を代行し、県知事代行の旨を公示し、市長に通知する。

代行者	概要及び法的根拠
警察官及び海上保安官	警察官及び海上保安官は、警戒区域の設定を行う市職員等が現場にいないとき、又は市長等が要請したとき、もしくは住民の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるときは、災害対策基本法又は警察官職務執行法に基づき、警戒区域の設定を行う。 なお、実施後は直ちにその旨を市長等に通知する。
自衛官	災害派遣を命じられた部隊の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にいないときは、災害対策基本法又は自衛隊法に基づき警戒区域の設定を行う。 なお、実施後は直ちにその旨を市長等に通知する。

(2) 警戒区域の明示

総合対策部は、警戒区域を設定した場合は、ロープ張り、立看板等により設定区域を明示する。

また、避難に関する情報伝達と同様に、必要な情報を設定区域の居住者等に伝達する。

(3) 避難所への受け入れ

総合対策部は、警戒区域の設定により一時的に居所を失った住民がいる場合は、必要に応じて避難所を開設して受け入れを行う。

(4) 警戒区域の解除

市長は、応急対策が終了するなど、警戒区域の設定を継続する必要がなくなったと認めるときは、警戒区域を解除する。

なお、総合対策部は、警戒区域が解除された場合は直ちに対象区域の住民に伝達する。

第3節 風水害時避難所等の開設・運営

1 自主避難所の開設

自主避難所は風水害の状況に応じて、市内の体育会館やコミュニティセンターを開設する。

2 自主避難所の運営管理

自主避難所の運営にあつては、「地震災害対策計画編第3部第5章第3節 震災時避難所の開設・運営」に定める震災時避難所の運用に準じて実施し、避難所支援班員にあつては、総合対策部からの指示により指定された自主避難所にて対応することとする。

3 風水害時避難所の開設

風水害時避難所は被害規模に応じて、次の通り開設する。

区分	概要
局所的に開設する場合	避難指示・緊急安全確保の措置が局所的に発令された場合、市民安全対策部は安全かつ避難住民の居住エリアに近い風水害時避難所を選定し、開設する。
全市的に開設する場合	○避難指示・緊急安全確保の措置が市内の広範囲に発令された場合、市民安全対策部は市立小中学校の風水害時避難所を優先的に開設する。 ○町内会館・寺院などで避難所を開設した場合、住民による運営を基本とする。なお、移動による二次被害の影響がない場合には可能な限り、前記の避難所へ避難者を集約させる。

4 風水害時避難所の運営管理

風水害時避難所の運営にあっては、「地震災害対策計画編第3部第5章第3節 震災時避難所の開設・運営」に定める震災時避難所の運用に準じて実施し、避難所支援班員にあっては、総合対策部からの指示により指定された風水害時避難所にて対応することとする。

第4節 要配慮者の避難対策

要配慮者に対する避難対策は、「地震災害対策計画編第3部第5章第5節 要配慮者の避難対策」に準じて実施する。

第5節 帰宅困難者等への対応

帰宅困難者が発生した場合における対応は、「地震災害対策計画編第3部第5章第6節 帰宅困難者への対応」に準じて実施する。

第6章 消防・救急対策

第1節 風水害時における活動指針

1 消防活動の実施事項

消防対策部及び消防団は、風水害の災害特性を考慮し、次の項目を基本として消防活動を実施する。

事項	概要
情報収集	的確な消防活動を行うため、気象情報、水位、潮位及び波高などの情報、被害の発生状況、消防部隊等の活動状況、その他必要な情報を収集する。
警戒監視活動	災害の早期発見と被害状況などの把握のため、浸水想定区域や近年がけ崩れが発生した箇所などの災害危険箇所を中心に、消防部隊等により巡回警戒活動を実施する。
広報活動	避難指示・緊急安全確保の措置が発令された場合には、避難対象地域の住民に対して避難指示・緊急安全確保の措置の内容を伝達する。
避難誘導	避難指示・緊急安全確保の措置が発令された場合には、避難対象地域の住民の避難誘導を実施する。
災害防除活動	がけ崩れや河川の氾濫、堤防・護岸の決壊等が発生するおそれのあるとき、又は発生した場合は、人命の安全確保を基本とした二次災害の発生に留意し、災害防除活動を実施する。

2 災害活動組織

消防対策部は、台風や集中豪雨等の風水害に対処するための災害活動組織として、次のとおり設置し、本章に定める対策を実施する。

なお、警防本部、方面隊の編成及び任務は、別に定める災害活動組織編成計画により定めるほか、消防部隊を増強し災害活動組織の増強を図る必要がある場合は、非常配備体制を発令する。

組織区分	組織の長の名称	対象者
警防本部	警防本部長	消防局長
方面隊	方面隊長	消防署長

第2節 救助・救急活動

風水害時における救助・救急活動は、震災時と比較して想定される倒壊家屋が少ないことから負傷者数も膨大にはならず、浸水家屋からの救出、がけ崩れによる生き埋めからの救出が中心と想定される。

このことから、風水害による被災の規模に応じて、「地震災害対策計画編第3部第6章第3節 救助活動」及び「第4節 救急活動」に準じて実施する。

第7章 水防対策

第1節 水防活動の基本方針

1 水防活動の実施

水防法により、市は水防管理団体として市域内の水防を十分に果たさなければならない。

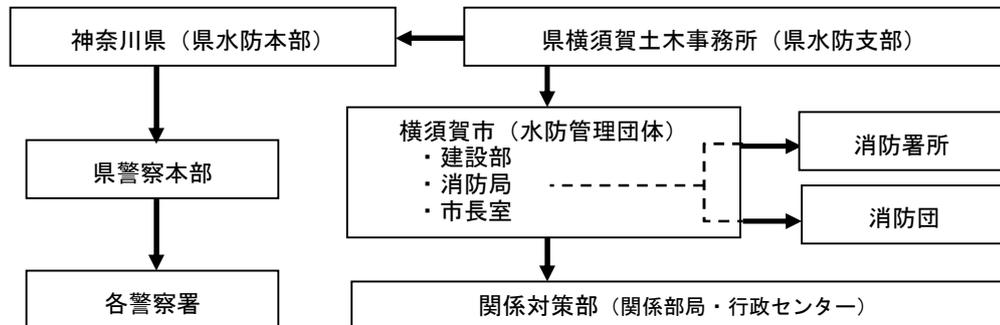
このことから、関係対策部は、水防法の規定により県から次の水防警報発表の通知を受けた場合には、事態に即応した水防活動を実施する。

種類	発表基準	内容
待機	気象予警報等及び河川、海岸等の状況により、特に必要と認めるとき	○出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出勤できるように待機する必要がある旨を警告するもの ○水防機関の出勤期間が長引くような場合に、出勤人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの
準備	雨量、水位、流量その他河川、海岸等の状況により必要と認めるとき	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水閘門機能などの点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに水防機関の出勤の準備をさせる必要がある旨を警告するもの
出勤	洪水注意報等により、氾濫注意水位（警戒水位）を越えるおそれがあるとき。又は水位流量等、その他河川、海岸等の状況により必要と認めるとき	水防機関が出勤する必要がある旨を警告するもの
指示	洪水警報等により、又は既に氾濫注意水位（警戒水位）を越え、災害の起こるおそれがあるとき	水位、滞水時間、その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、法崩、亀裂その他河川、海岸等の状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの
解除	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき。又は氾濫注意水位（警戒水位）以上であっても、水防作業を必要とする河川、海岸等の状況が解消したと認めるとき	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び一連の水防警報を解除する旨を通知するもの

2 水防警報の伝達

県横須賀土木事務所から、FAX等により水防警報発表の通知を受けた建設対策部、消防対策部、総合対策部は、各対策部間で情報共有を行い、水防活動の調整を行う。

【水防警報の伝達経路】



3 市管理河川及び海岸における水防活動の取扱

県が水防警報を発表した場合、関係対策部は、水防警報の対象となっている河川の付近にある市管理河川及び同一海岸線にある市管理海岸について、水防警報の内容に準じた活動を行うものとする。

第2節 警戒監視

1 河川水位・雨量・潮位・波高の監視

関係対策部は、水防活動の判断を行うため、関係機関が提供する気象情報や雨量水位情報、潮位、波高等を活用するとともに、これら機関と緊密に連携し状況監視を行う。

なお、各河川の水位観測所名と監視水位を下表のとおり示す。

河川名	水位観測所名	水防団待機水位【A】 (通報水位)	氾濫注意水位【B】 (警戒水位)	避難判断水位【C】	氾濫危険水位【D】 (洪水特別警戒水位)
平作川	根岸歩道橋	1.65m	2.50m	2.60m	3.10m
鷹取川	神応橋	1.20m	1.40m	1.55m	1.60m
竹川	大橋	0.50m	1.80m	2.00m	3.00m
松越川	新佐島橋	0.75m	1.45m	1.90m	2.35m

また、水防警報を行う海岸の水位観測所名と高潮特別警戒水位等を下表のとおり示す。

海岸名	水位観測所名	高潮特別警戒水位	区域
横浜港南部	横須賀	T.P. 1.40m	横浜港海岸 根岸湾周辺地区、金沢地区、平潟湾周辺地区、 横須賀港海岸 追浜地区 堀割川、宮川、侍従川、鷹取川
横須賀港北部	横須賀	T.P. 1.70m	横須賀港海岸 追浜地区、深浦地区、長浦地区、本港地区、 新港地区、平成地区、大津・馬堀地区、 走水地区、観音崎地区 鷹取川
横須賀港南部	横須賀	T.P. 1.80m	横須賀港海岸 鴨居地区、浦賀地区、久里浜地区、野比地区 平作川
金田湾	横須賀	T.P. 1.50m	北下浦漁港地区 長沢地区、津久井地区
相模灘東部	油壺	T.P. 1.10m	横須賀三浦海岸 横須賀海岸 竹川・松越川

2 水位情報の伝達

関係対策部は、神奈川県等から氾濫注意水位超過等の水位情報を受信した場合、総合対策部と避難対策や水防活動の総合調整を行う。

また、建設対策部は、量水標により把握した水位情報について、必要に応じて県横須賀土木事務所に報告する。

第3節 水防活動

1 水防信号の伝達

関係対策部は、水防団員（消防団員）の出動、又は住民の立ち退き等を知らせるため、神奈川県水防信号規則の規定に基づき、水防信号の発信を行う。

2 防潮扉、陸閘（りっこう）の操作

県土木事務所は、水防警報（指示）を受信した場合や高潮警報が発表された場合など、関係団体の協力のもと、防潮扉及び陸閘の閉鎖を行う。

防潮扉、陸閘の場所を下表のとおり示す。

河川名・海岸名	場所名	種別	箇所
平作川	久比里2丁目	陸閘	1箇所
横須賀海岸	長井1丁目	防潮扉	2箇所

3 活動用資機材の調達

関係対策部は、防災資機材倉庫及び各部局が設置する倉庫等に備蓄した、水害、土砂災害及び高潮災害を防除する資機材を使用し、災害防除活動を行う。

また、資機材で不足する場合は、協定事業者等からの緊急調達を行うものとし、緊急調達してもなお不足をきたし水防活動に支障がある場合は、県横須賀土木事務所に資機材の提供を要請することとする。

4 決壊、越水等の通報

各対策部は、堤防が決壊・越水し、又はこれに準ずべき事態の発生を覚知した場合は、直ちにその旨を該当河川管理者に通報する。

河川名	管理者	連絡先
平作川	神奈川県	県横須賀土木事務所
鷹取川		
竹川		
松越川		
上記以外の河川	横須賀市	建設対策部（河川・傾斜地課）

5 決壊、越水後の措置

堤防が決壊・越水し、又はこれに準ずべき事態が発生した場合は、総合対策部、消防対策部、地区対策部は、住民の避難及び救出活動を第一に行い、建設対策部、消防対策部及び消防団は、災害緊急協力事業者等と協力し、決壊箇所の状況に応じた水防工法を行い、できる限り氾濫による被害拡大の防止に努める。

第8章 土砂災害対策

第1節 警戒期における対策

大雨警報や土砂災害警戒情報の発表直後において、土砂災害による被害が発生していない段階での主要な対策は次のとおりとする。

1 前兆現象の早期把握

建設対策部、消防対策部、及び関係対策部は、積極的な危険箇所へのパトロールや、市民からの通報への対応により、土砂災害の前兆現象及び災害状況の早期把握に努める。

なお、土砂災害の発生が予想される場合は次の箇所を重点に警戒・巡視体制を強化する。

事 項	概 要
重点的に警戒・ 巡視すべき箇所	○最近土砂災害が発生した箇所 ○急傾斜地崩壊危険区域の内、施工前及び施工中の箇所 ○宅地造成中の箇所 ○土砂災害特別警戒区域

2 避難情報の伝達

土砂災害警戒情報が発表された場合又は土砂災害の発生が予想される場合には、総合対策部は関係対策部と連携し、防災行政無線、防災情報メール等により住民に対し注意・警戒を喚起し、状況に応じて「第5章 避難対策」に基づき避難指示・緊急安全確保の発令、伝達を行う。

なお、各対策部はこれらの情報を必要に応じて所管施設や関係機関、施設利用者等に周知する。

3 住民が行う安全確保行動

住民は、市から大雨警報、土砂災害警戒情報などの伝達があった場合は、それぞれの自宅等の立地条件や世帯の状況等に応じて、2階以上の階やがけから離れた部屋への退避、より安全な親戚・知人宅もしくは町内会館等への自主避難を行う。

なお、各対策部は住民から所管・関連施設への自主避難の希望があった場合は、これらの自らが行う安全確保を支援するために自主避難所を開設するなど、自主避難者の受け入れ体制を確保する。

第2節 二次災害防止対策

1 監視活動等による二次被害の防止

各対策部は、行方不明者の捜索活動や応急工事の実施に際しては、降雨等の気象状況に十分注意しつつ、崩壊面、その周辺斜面及び堆積土砂等について監視を行う。

また、崩落面への防災シート被覆や応急排水路等の措置により、被害拡大の防止に努めるとともに、崩落土砂の放置により人命・財産等への被害拡大のおそれがあるものや生活道路の封鎖により日常生活に重大な影響が及ぶものについては、必要箇所の除去を行う。

2 被災宅地危険度判定の実施

都市対策部は、土砂災害や豪雨等により広範囲な宅地が被害を受けた場合は、必要に応じて、被災宅地危険度判定士に協力を求め、調査を実施する。

3 警戒区域の設定

市長は崩落現場及びその周辺において、安全が確認されるまで、居住者の避難指示を継続するとともに、警戒区域の設定による立ち入り規制等の必要な措置を実施する。

第9章 雪害対策

第1節 基本方針

大雪による都市機能の阻害、交通の途絶、孤立など雪害による人的被害を最小限に抑えるとともに、都市機能のいち早い回復に向けた対策を実施する。

第2節 応急活動体制

1 大雪注意報等の発表に基づく体制構築

関係対策部は、横浜地方気象台が大雪注意報を市域に発表した場合は、積雪に備えた準備を実施する。

なお、大雪警報等の発表や雪害が発生、又は発生する恐れがある場合は、第2章に定める体制に移行する。

2 帰宅困難者対策

(1) 市の対応

総合対策部は、状況に応じて駅周辺に帰宅困難者の一時滞在施設を民間施設の協力を仰ぎながら開設し、帰宅困難者への開設状況の広報、鉄道事業者への情報提供等を行う。

(2) 鉄道・バス事業者の対応

鉄道・バス事業者は、利用者へ運行状況等の情報提供に努めるとともに、それぞれが有する施設・機能を十分に活用し、駅周辺における混乱防止に努める。

また、市が帰宅困難者用の一時滞在施設を開設した場合は、市と連携し一時滞在施設の案内を行う。

(3) 企業・事業所等の対応

企業・事業所及び不特定多数の者が利用する施設の管理者は、大雪に関する情報を収集した上で、組織内に的確に伝達し、「地震災害対策計画編第2部第4章 帰宅困難者対策の推進」及び「地震災害対策計画編第3部第5章第6節 帰宅困難者等への対応」に準じて、帰宅困難者の発生抑止に努める。

3 応援要請

総合対策部は、市域全域における積雪により既存の体制では孤立者や被災者の救助・救出が不可能と認めた場合は、神奈川県知事に対し、自衛隊の災害派遣要請の要求を行う。

4 除雪・排雪対策

(1) 除雪対策

自宅及び自宅周囲の生活道路などの除雪は住民によることが原則であるが、除雪が困難であり、かつ住民の救助・救出が必要な場合には、消防対策部を中心に関係対策部及び関係機関が連携し、自主防災組織や近隣居住者等から協力を仰ぎ活動にあたることとする。

(2) 排雪対策

道路管理者は、雪捨場の設定の際は、交通の障害にならないよう配慮する。

第3節 交通・ライフライン対策

1 道路交通対策

道路管理者は、その管理する道路について関係機関と連携し早急に被害状況を把握し、降雪による交通事故防止のため、必要に応じて交通規制を実施する。併せて、主要な道路に関しては除雪等を実施するとともに、大雪等の災害時において道路上の放置車両により緊急車両の通行や除雪作業に支障がある場合は、災害対策基本法に基づき、関係機関と連携して車両を移動するなどして道路機能の確保に努める。

2 鉄道対策

鉄道事業者は、利用者への適切な情報提供に努めるとともに、鉄道施設等の被害状況について早急に把握し、除雪の実施、応急復旧等を行う。

第10章 火山灰対策

第1節 基本方針

神奈川県及び関係機関から火山噴火に関する情報を迅速かつ的確に収集し、市民等に伝達するとともに、火山活動の長期化や降灰等の活動状況に応じた対策を実施する。

第2節 応急活動体制

1 情報収集及び伝達

関係対策部は、富士山の噴火が確認された場合、「第3部第4章 情報の収集と伝達」に基づき、神奈川県、横浜地方気象台、警察署及び防災関係機関との情報収集・伝達を密に行い、降灰に備える。

2 避難対策

総合対策部は、国から伝達される下表のゾーン区分に基づき、噴火時の避難、警戒範囲を設定する。

また、降灰とともに大雨警報が発表された場合には、土石流が発生するおそれのある危険区域の住民等に対して、避難の指示を行う。

避難等の範囲	噴火の状況	ゾーン区分	避難の考え方
降下物危険範囲	大量の降灰、火山れき等の降下	降下物危険ゾーン (第5次ゾーン)	風下にあたる地域の住民等に対して、堅牢な建物等への屋内避難の呼び掛け
降下物注意範囲	比較的多くの降灰、火山れき等の降下	降下物注意ゾーン (第5次ゾーン)	風下にあたる地域の住民等に対して、屋内避難の呼び掛け
土石流警戒範囲	火山灰堆積時	土石流危険ゾーン	危険区域の住民等に対する避難の指示

3 応援要請

総合対策部は、降灰による被害が発生し、人命または財産の保護のため必要であると認めた場合は、他の市町村長に対し応援要請を行い、若しくは神奈川県知事に対し、自衛隊の災害派遣要請の要求をする。

4 災害広報

総合対策部は、関係対策部及び関係機関と協力し、噴火警戒レベルに応じた安全情報の提供、降灰による健康被害防止、その他必要な事項について広報を実施する。

5 健康相談

健康対策部は、県及び関係機関から火山灰による健康への影響等に関する情報を収集し、状況に応じて健康相談窓口を開設するなど、市民からの健康に関する相談を受け付ける。

第3節 交通・ライフライン対策

1 上下水道施設の点検

上下水道対策部は、火山灰による施設への影響について調査・点検し、必要な対策を実施する。

2 交通・ライフライン対策

(1) 交通対策

道路管理者は、降灰による交通事故防止のため、必要に応じて交通規制を実施する。

なお、降灰により、道路、その他の道路施設が被害を受けた場合は、速やかに被害を調査し、関係機関に周知するとともに、応急復旧対策を講ずる。

(2) 鉄道対策

鉄道事業者は、降灰により鉄道施設が被害を受けた場合は、速やかに応急復旧対策を講ずる。

(3) 電気・通信施設等の対策

電気通信事業者は、各施設の機能維持を図るとともに、降灰により障害が発生した場合は、速やかに応急復旧対策を講ずる。

第11章 医療救護対策

第1節 医療救護活動にかかる基本方針

風水害時において各医療機関は、可能な限り通常の診療を継続し、救護が必要な被災者等への医療及び助産の提供実施を原則とする。

1 医療救護体制

風水害時において通常の医療体制で対応が可能なときは、救急隊による患者搬送を行い救急告示病院等における医療救護活動を実施する。

なお、負傷者の多数発生や受け入れ可能病院が不足する場合は、次により医療救護を実施するほか、被害規模に応じて、「地震災害対策計画編第3部第7章 医療救護対策」に準じて実施する。

事項	概要
医療機関の体制	災害拠点病院及び応急二次病院に指定されている医療機関は、災害の状況に応じて、それぞれが定める災害対策計画に基づき災害医療体制の準備を整える。
地域医療救護所の設置	健康対策部は、被害状況により医療機関で対応できないと認められる場合は、市医師会との連携により地域医療救護所を設置する

第12章 保健衛生・防疫対策

第1節 保健衛生・防疫対策にかかる基本方針

被災地域においては、上下水道などのライフラインの被害等で衛生状態が悪化し、感染症がまん延するおそれがあるほか、避難生活の長期化による健康状態の悪化なども懸念される。

特に水害時においては、下水やし尿の氾濫、腐敗物の漂着や散乱、長時間の浸水などにより環境状態がより悪化する可能性がある。

このことから、「地震災害対策計画編第3部第8章 保健衛生・防疫対策」に準じ、被災状況に応じた感染症の防止措置等を的確に実施するとともに、被災者の心身の健康の維持を図る。

第13章 緊急輸送・交通規制対策

第1節 緊急輸送・交通規制対策にかかる基本方針

風水害時には、様々な社会的混乱による交通混乱の発生が予測される。

この混乱状態の中で、負傷者の搬送、人員・物資の輸送のための緊急輸送道路及び緊急輸送手段を確保することが重要となるため、警察等関係機関と協力して緊急輸送及び交通規制対策を的確に実施する。

1 緊急輸送の実施

関係対策部は、災害の応急対策に必要な人員及び物資の輸送並びに被災者の避難輸送等を円滑に実施する。

なお、緊急輸送は、「地震災害対策計画編第3部第12章第2節 緊急輸送の実施準備」から「第3節 緊急輸送の実施」に準じて実施する。

2 交通規制の実施

風水害による道路施設等の浸水や土砂崩落等により被害が及ぶおそれがある場合には、道路利用者等の安全確保を図るため、必要に応じて迂回路の選定や通行規制措置等を事前に実施し、被害の拡大防止に努める。

また、災害発生現場周辺における交通渋滞は、緊急車両の通行妨害となり、応急対策活動の実施に著しい障害が生じる。

このため、災害発生現場及びその周辺においては警察官と連携を図り、「地震災害対策計画編第3部第12章第4節 交通規制の実施」に準じて、効果的な交通規制を実施する。

第14章 障害物の除去・災害廃棄物等の処理

第1節 障害物除去にかかる基本方針

風水害により道路や河川、港湾に堆積した土砂やがれき等については、その状況を把握し、緊急時に使用する道路等の優先度、市民生活の早期回復を考慮し関係機関と連携し、「地震災害対策計画編第3部第13章 障害物の除去」に基づき、風水害の特性を踏まえて実施するものとする。

第2節 災害廃棄物等の処理にかかる基本方針

大規模な風水害が発生した場合、被災住宅等からの粗大ごみ、損壊家屋等からの廃材、流木等の廃棄物が大量に発生する。

これら廃棄物の処理にあたっては、「地震災害対策計画編第3部第14章 災害廃棄物等の処理」及び国の「水害廃棄物対策指針」に基づき実施し、市民の生活基盤の早期回復と生活環境の改善を図る。

第15章 学校等の応急対策

第1節 災害時の学校教育実施等にかかる基本方針

1 災害時における学校教育の実施にかかる基本方針

各学校(園)は、「第2部第3章第4節 学校等の防災力の強化」に基づき、風水害時における児童・生徒の安全確保及び学校教育の確保を各学校(園)の特性や立地場所、天候の状況を考慮して図るものとする。

また、教育対策部は、児童・生徒の安全のための的確な指示や報告を実施するため、学校(園)との連絡手段を確保する。

2 災害時における児童福祉施設等の対応にかかる基本方針

児童福祉施設等の施設管理者は、各施設の防災マニュアル等に基づき、施設の特性や立地場所、天候の状況等を考慮して災害時における児童の安全確保を図るものとする。

第 16 章 公共施設対策

第 1 節 公共施設の応急対策にかかる基本方針

不特定多数の利用者がある公共施設や公園などの指定管理者を含む施設管理者は、風水害時における各施設の特性や立地場所、天候の状況等を考慮し、「地震災害対策計画編第 3 部第 17 章 公共施設対策」に準じ利用者の安全確保を優先に適切な対応を迅速に実施する。

第 17 章 被災宅地の危険度判定

第 1 節 被災宅地の危険度判定の実施

都市対策部は、風水害により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、二次災害を防止し住民の安全を確保するため、被災宅地の危険度判定を迅速に実施する。

なお、被災宅地の危険度判定は、「地震災害対策計画編第 3 部第 23 章第 2 節 危険度判定の実施」に基づき実施する。

第 18 章 被災者の生活支援

第 1 節 被災者の生活支援にかかる基本方針

風水害により住家を失うなどした被災者が、応急仮設住宅の提供や各種の被災者支援制度を受けるに当たって必要とされる罹災に関する証明書の発行を災害対策基本法第 90 条の 2 に基づき行うとともに、被災者の居住及び生活の安定化のための支援・対策を「地震災害対策計画編第 3 部第 24 章 被災者の生活支援」に準じて実施する。

